

令和 8 年度 堺市スペシャルサポートルーム支援員募集要項

令和 8 年 2 月
堺市教育委員会

堺市教育委員会では、不登校児童生徒の学校内における教室外の居場所であるスペシャルサポートルーム（以下「SSR」という。）で学習支援等を行う支援員（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

1. 応募資格

SSR 支援員としての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 満 20 歳以上の者

(2) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない者

以上の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

※年齢の上限はありません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就労が制限されている在留資格の方は任用できません。

2. 募集人数

6 名

3. 業務内容

自身のクラス以外で過ごしたいと思う児童生徒に対し、学校内で安心して学び、生活できる場を提供するため、次の業務を行います。

(1) SSR に登校する児童生徒を対象とした、学級における教育活動に参画するための取組及び社会的自立に向けた取組の支援

例)・オンライン授業を受けるための支援

・授業用配布プリント、自習教材、デジタルドリル等を活用した学習の支援

・コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける支援 等

(2) SSR における児童生徒の活動状況に係る記録の作成

(3) SSR に登校する児童生徒の保護者との連携（家庭訪問、登校支援等のアウトリーチの取組を含む。）の補助

4. 勤務条件等

今後の制度等の改正により変更することがあります。

(1)任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

(2)報酬

1時間当たり1,189円(別途通勤費支給) ※経験年数に応じて昇給あり

(3)期末勤勉手当

支給あり

(4)年次有給休暇

あり

(5)勤務日

月～金曜日 週5日

(6)勤務を要しない日

土曜日、日曜日、祝日、長期休業日(春季・夏季・冬季)、休業日(代休日等)

(7)勤務時間

- ・週31時間
- ・勤務時間帯：8時30分～17時00分の間で6時間45分～7時間45分程度(休憩45分を含む。)
- ・各学校の状況に応じて、勤務時間の割り振りは異なる場合があります。

(8)任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※1年ごとの任用になります。

(9)福利厚生

厚生年金、健康保険、雇用保険、災害補償制度等

5. 応募手続

必ず「簡易書留」で郵送すること。持参受付は行いません。

(1)あて先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 堺市SSR支援員選考担当

(2)申込方法

封筒の表側に「SSR支援員申込み」と朱書きし、「(3)提出書類」を同封の上、必ず「簡易書留」で郵送してください。

(3)提出書類

- ・堺市会計年度任用職員履歴書
- ・110円切手を貼付した返信用封筒1通〔長形3号封筒(12cm×23.5cm)に、郵便番号、住所(マンション名、〇〇方等詳しく記入)、氏名を明記したもの〕

6. 選考

面接審査

受付後、面接審査を実施します。面接審査の日時については、個別に連絡させていただきます。

7. 選考結果の通知

選考の結果通知書を郵送します。電話での合否照会には応じません。

8. 採用

(1) 選考基準に達したと判断された者を合格者とし、SSR 支援員候補者名簿に登載します。登載の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間です。欠員が出た場合、年度途中の採用もあります。また、登載されても採用されない場合があります。

(2) 配置校の決定

SSR 支援員候補者名簿登載者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置校を決定します。

(3) SSR 支援員候補者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には SSR 支援員候補者名簿から削除します。配置校が決定している場合は、決定も取り消します。

- ① 受験資格がないこと、また、応募書類の記載事項が正しくないことが判明した場合
- ② 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

9. その他

(1) 辞退する場合は、以下の書類を直ちに 堺市教育委員会事務局学校教育部 生徒指導課(〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号)に提出してください。

- ① 応募書類提出後に申込みを辞退する場合……「申込辞退届」
- ② 候補者名簿登載後に辞退する場合……「登録及び採用辞退届」

(2) 応募書類の内容に不備があるものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しません。なお応募書類等により取得した個人情報については、今回の選考の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

(3) 会計年度任用職員は、他の自治体や営利企業等への従事(兼業)を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。

- ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間(1 日:7 時間 45 分・1 週間:38 時間 45 分)を上回る場合など)
- ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ③ 兼業を行うことによって堺市の信用を損なうおそれがある場合